

新登録遺跡記入カード

1 新発見

② 周知遺跡変更

ふりがな	みやこのじょう(つるまるじょう)あと		
遺跡名	都城(鶴丸城)跡		周知遺跡の場合
			遺跡番号 M5027
所在地	南鷹尾町	大字	八幡城
立地	沖積地	台地	河岸段丘 河川敷 丘陵 その他()
種別	散布地	集落跡	貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 古墳 横穴墓 生産遺跡 その他の遺跡()
時代	旧石器	縄文	弥生 古墳 飛鳥 平安 中世 近世 その他()
現況	宅地	水田	畑地 山林 遺跡 荒蕪地 原野 社寺 その他()
遺構			
遺物	弥生土器、平安時代土師器、中世土師器、青磁		
特記事項			
変更等の具体的理由	対象地は、都城跡大手口西側の舌状台地端部にあたる。低地を挟んだ北側には都城跡の鷹尾口がある。今回試掘調査を実施した結果、弥生時代から中世にかけての良好な包含層を発見したため、従前の遺跡範囲(赤線)に追加するものである(青線)。なお、当該地の南側については、民有地のため試掘調査を実施しておらず、遺跡の有無は確認できなかったため、追加エリア(青線)からはずしてある。		

遺跡の範囲を示す地図(国土地理院25,000分の1地形図) コピーを貼り付けてください



※範囲が変更になった遺跡は旧範囲と新範囲がわかるように記入してください。

遺跡の範囲を示す地図(5,000分の1程度の地形図) コピーを貼り付けてください



※範囲が変更になった遺跡は旧範囲と新範囲がわかるように記入してください。